# 株 主 各 位

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地株式会社パイオラックス代表取締役社長 島 津 幸 彦

# 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成28年6月28日(火曜日)午前10時 2. 場 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町179番地 当社横浜テクニカルセンター 4階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報 告 事 項
- 1. 第100期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査 人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第100期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

# 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額 決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ・当社は、法令および当社定款第19条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる 事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.piolax.co.jp/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - 連結計算書類の連結注記表
  - 計算書類の個別注記表
- ・監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査 した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」 および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.piolax.co.jp/)に掲載させていただきます。

# (提供書面)

# 事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府・日銀による経済政策や金融緩和等により個人消費、雇用情勢が底堅く推移し、景気は全体として緩やかな回復基調にあるものの、年明け以降の急激な円高や株価の下落、また中国をはじめとした新興国の景気減速などの不安要素もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましては、海外では米国を中心に好調を持続しておりますが、国内では輸出は好調を持続し普通車は前年度以上の生産台数を確保いたしましたが、軽自動車は軽自動車増税の影響等により大幅な減産となり、国内生産台数は9,187千台と前年同期比4.2%の減少となりました。

このような需要環境のもと当社グループといたしましては、お取引先からのニーズを確実に捕捉し、北米や新興国を中心とした拡販活動を継続的に推進した結果、売上高は64,341百万円と前期比4,834百万円(8.1%)の増収となりました。

一方利益面におきましては、増収効果に加え、より一層の合理化等を推進いたしました結果、営業利益は9,151百万円と前期比1,071百万円(13.3%)の増益、経常利益は10,063百万円と前期比854百万円(9.3%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は7,025百万円と前期比724百万円(11.5%)の増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

# (自動車関連等)

米国をはじめ新興国市場等にグローバル拡販を積極的に推進した結果、 売上高は60,504百万円と前期比4,542百万円 (8.1%)の増収となりました。 一方利益面においては、収益改善活動をグループー丸となって推進いたしました結果、営業利益は9,756百万円と前期比1,163百万円 (13.5%)の増 益となりました。

#### (医療機器)

開発販売した新製品が好調に推移いたしました結果、売上高は3,837百万円と前期比292百万円(8.3%)の増収となりました。一方利益面においては、新工場関係の減価償却費が増加したこと等により、営業利益は98百万円と前期比79百万円(44.4%)の減益となりました。

## ② 設備投資の状況

当社グループにおける設備投資の総額は、3,849百万円で、その内容は生産設備1,798百万円、金型1,487百万円の投資が主なものであります。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達の確保の観点から、平成25年8月30日に複数の金融機関との間で1,000百万円のコミットメントラインの設定をしております。

## (2) 直前の3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

	項	目	第97期 平成24年度	第98期 平成25年度	第99期 平成26年度	第100期 (当期) 平成27年度
売	上	高(百万円)	48, 476	54, 712	59, 507	64, 341
経	常 利	益(百万円)	5, 776	8, 441	9, 209	10, 063
	社株主期 純 利		3, 757	5, 722	6, 300	7, 025
1 株	当たり当	期純利益(円)	302. 05	460.06	511.31	588. 46
総	資	産(百万円)	64, 109	75, 865	82, 794	86, 544
純	資	産(百万円)	54, 345	62, 737	69, 877	73, 933

# (3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

# ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱パイオラックス エイチエフエス	40百万円	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファ スナーの製造・販売
㈱パイオラックス メディカル デバイス	490百万円	100.0%	医療製品の製造・販売
パイオラックス コーポレーション	1,210万米ドル	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファ スナーおよび小型ユニット製品 の製造・販売
パイオラックス リミテッド	1,000万 英ポンド	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファ スナーおよび小型ユニット製品 の製造・販売
パイオラックス (タイランド) リミテッド	75,000万 タイバーツ	100.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファ スナーおよび小型ユニット製品 の製造・販売
東莞百楽仕汽車精密配件有限公司	3,310万米ドル	96.0%	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナーおよび小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス 株式会社	22,500百万 韓ウォン	67.9%	工業用樹脂ファスナーの製造販 売
㈱パイオラックス九州	180百万円	100.0%	工業用ファスナーおよび工業用 プラスチック製品等の 製造、販売および請負
パイオラックス メキシカーナ	11,844万 メキシコペソ	100.0% (35.6)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナーおよび小型ユニット製品の製造
武漢百楽仕汽車精密配件有限公司	1,500万米ドル	100.0% (13.3)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナーおよび小型ユニット製品の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率の() 内は、間接所有割合で内数であります。
  - 2. ㈱パイオラックス メディカル デバイスは、当期において、190百万円の増資を行っており、資本金は300百万円から490百万円となりました。
  - 3. 武漢百楽仕汽車精密配件有限公司は、当期において、500万米ドルの増資を行っており、資本金は1,000万米ドルから1,500万米ドルとなり、当期より重要な子会社となりました。

#### ③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	
㈱佐賀鉄工所	310百万円	20.0%	自動車および機械工業向けを主 とする六角ボルト、特殊ボルト の製造・販売	

当社は、自動車用ボルトの大手メーカーである㈱佐賀鉄工所とグローバルな協力関係を構築することを目指して、資本関係を含む包括的な業務提携契約を締結しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業である自動車関連事業は、①成長著しい新興国市場の攻略、②小型車・超低価格車部品の拡販、③縮小する国内自動車市場への対応、④環境対策車用部品の開発、といった課題に対する取り組みを速やかに推進する必要があります。

当社グループといたしましては、メーカーの原点である「良い製品を安く造る」ことに経営資源を集中するため、受注変動に応じて生産体制を柔軟に見直すほか、コスト削減の徹底により収益基盤の強化に取り組んでまいります。

#### ① お客様サービスの向上

自動車メーカーのグローバル展開が進み、部品会社間の競争が国内外を問わず激化している環境の中で、当社グループがサプライヤーとして生き残っていくためには、お客様に満足いただけるトップクラスの品質、価格、納期および新製品をも含めた開発力の向上が不可欠と認識しております。

品質面では、既に認証取得を完了しているTS16949:2009の認証基準に沿った保証体制の継続的な整備拡充に努力してまいります。

また、価格面では、開発から製造までの一貫した合理化を進めると共に、 VA (バリュー アナリシス)・VE (バリュー エンジニアリング)等の 技術提案を積極的に推進することで、競争力確保を図る所存です。

環境対応については、ISO14001:2004の認証を取得し自動車メーカーの要請に応える体制を築き上げておりますが、今後とも定期的に見直しを行い一層のレベルアップを図っていく所存です。

#### ② 製品群別戦略の強化

当社グループの製品が置かれている市場の変化に迅速に対応し、事業分野ごとに開発・製造・販売・品質保証に至るまで一体的な運営を推進するために、SBU(戦略的ビジネスユニット)制を導入しております。

単品の精密ばね、工業用ファスナーから樹脂・金属を組み合わせたユニット部品へのシフトを進めながら、より付加価値の高い製品の比重をグローバルに高めていく所存です。

また、自動車の内燃構造が、化石燃料から、環境に優しいEVやHEVへとシフトする動きにも着実に追随する所存です。

## ③ グローバル体制の拡充

自動車メーカーからの部品供給要請は、国境・系列を越えて今後も高度化・加速化するものと思われます。

当社グループとしては、既に拠点を持つアセアン、中国、メキシコといった新興国市場でのビジネスを拡大、深化させながら、北米や欧州事業と併せて、海外売上高の拡大を図りつつ、海外拠点の収益基盤拡充につなげる所存です。

#### ④ 医療機器事業の展開

子会社の株式会社パイオラックス メディカル デバイス (PMD) が手掛ける医療機器事業は、IVR (血管内治療) からスタートしましたが、消化器に使用する内視鏡治療、脳外科用の整形分野へと業容を拡大しております。これからも高齢化社会のニーズを捉え、大学病院等との共同研究によって、商品企画力・営業力の強化を図り、「人に優しい弾性材料」で作られた医療用具の開発・製造・販売を推進する所存です。

### (5) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

コイルばね、薄板ばね、ワイヤーフォーム、金属および合成樹脂ファスナー、ユニット機構部品、医療用具・医療用機械器具などの製造・販売

## (6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

当社の主要な事業所

	名							称	;		所 在 地
本										店	神奈川県横浜市
横	浜	テ	ク	=	カ	ル	セ	ン	タ	_	神奈川県横浜市
真			岡				工			場	栃木県真岡市
富			士				工			場	静岡県富士市
湘		南		セ		ン		タ		_	神奈川県足柄上郡
西	E	I	本	:	セ		ン	タ		_	福岡県京都郡

## 主要な子会社の事業所(国内)

名	称	所	在	地
㈱パイオラックス エィ	イチエフエス	神奈川県横浜市		
㈱パイオラックス メディン	カル デバイス	神奈川県横浜市		
佛 ピーエム	ティ ー	神奈川県横浜市		
(株) ピーエス	ティー	神奈川県横浜市		
(株) ピ ー エ >	ス エ ス	神奈川県横浜市		
㈱パイオラック	ス 九 州	神奈川県横浜市		

#### 主要な子会社の事業所(海外)

名称	所 在 地
パイオラックス コーポレーション	米国ジョージア州キャントン
パイオラックス リミテッド	英国ランカシャー州アルサム
パイオラックス株式会社	韓国仁川広域市
パイオラックス(タイランド)リミテッド	タイ国ラヨン県
東莞百楽仕汽車精密配件有限公司	中国広東省東莞市
ハ゜イオラックス インテ゛ィア フ゜ライヘ゛ート リミテット゛	インド国アンドラ・プラデシュ州 スリシティー市
パイオラックス メキシカーナ	メキシコ国ヌエボレオン州アポダカ市
ヒ゜ーティー ハ゜イオラックス イント゛ネシア	インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県
武漢百楽仕汽車精密配件有限公司	中国湖北省武漢市

### 主要な関連会社

名					所	在	地	
(株)	佐	賀	鉄	I.	所	佐賀県佐賀市		

# (7) **使用人の状況**(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
自動車関連等	2,796(817)名	61名増(132名増)
医療機器	162 ( 16) 名	3名減(6名増)
全社 (共通)	36 ( 9) 名	1名増( 1名減)
合 計	2,994(842)名	59名増(137名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員(契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

### ② 当社の使用人の状況

使 用	人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
517 (282	2) 名	14名減 (27名増)	40. 3歳	16.1年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員(契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - (8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在) 該当事項はありません。

# 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 45,790,000株

② 発行済株式の総数 13,084,700株(自己株式743,321株を含む。)

③ 株主数 2,783名

④ 大株主 (上位10名)

株主の氏名または名称	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社佐賀鉄工所	2, 015	16. 32
ビービーエイチ フオー フイデリテイロー プライスド ストツク フアンド (プリンシパル オール セクターサ ブ ポ ー ト フ オ リ オ )	900	7. 29
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式 会 社 (信 託 口 )	614	4. 98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	467	3. 78
加 藤 千 江 子	382	3. 09
加藤一彦	335	2. 71
ビービーエイチ フイデリテイ ピユーリタンフイデリテイ シリーズ イントリンシツクオ ポ チ ユ ニ テ イ ズ フ ア ン ド	308	2. 49
パイオラックス取引先持株会	301	2. 44
古 谷 三 枝 子	248	2.00
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	242	1. 96

<sup>(</sup>注) 1. 当社は自己株式を743,321株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

# (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

	( ) AMIN ( ) C C C ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (									
숙	会社における地位					氏 名		名	担当および重要な兼職の状況	
代	表取	締	役 会	長	加	藤	_	彦	㈱パイオラックス メディカル デバイス 代表取締役会長	
代	表 取	締	役 社	長	島	津	幸	彦	営業部門統括 武漢百楽仕汽車精密配件有限公司董事長 東莞百楽仕汽車精密配件有限公司董事長	
常	務	取	締	役	永	峯	道	男	企画管理部門統括·購買部門統括·I T部門統括· 関係会社統括	
常	務	取	締	役	佐	藤	精	_	設計部門統括・生産物流部門統括・品質保証部門 統括 設計部長	
取		締		役	鈴	木		徹	東莞百楽仕汽車精密配件有限公司総経理 武漢百楽仕汽車精密配件有限公司総経理	
常	勤	監	査	役	宮	島	茂	明		
監		查		役	今	西	浩	之	公認会計士今西浩之事務所所長	
監		査		役	浅	野	謙	_	上野・浅野法律事務所代表	
監		査		役	久	富	勝	則	㈱佐賀鉄工所管理部部長	

- (注) 1. 監査役今西浩之、浅野謙一、久富勝則の3氏は、社外監査役であります。
  - 2. 監査役宮島茂明、今西浩之、浅野謙一、久富勝則の4氏は以下のとおり、財務および 会計に関する相当の知見を有しております。
    - ・監査役官島茂明氏は、平成12年4月から平成15年3月まで生産管理部長、平成15年4月から平成17年2月まで購買部長を歴任し長年にわたり当社の生産管理等に従事しておりました。また、平成22年6月から平成24年6月まで子会社社長として、経営にもたずさわっておりました。
    - ・監査役今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しております。
    - ・監査役浅野謙一氏は、弁護士の資格を有しております。
    - ・監査役久富勝則氏は、平成25年4月から㈱佐賀鉄工所の管理部部長として人事・労務 部門や海外支援業務に従事しております。
  - 3. 監査役今西浩之、浅野謙一の2氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員 として届け出ております。

# ② 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位および 重要な兼職の状況
下 村 正 美	平成27年6月25日	辞任	社外監查役

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区						欠	}	支	給	人員	1	報酬等の額
取			締				役				5名	135百万円
監(う	ち	社	查 外	監	査	役	役)			(	3 (2)	19 (6)
合						1	t				8	154

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第91回定時株主総会において年額250 百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第91回定時株主総会において年額40 百万円以内と決議いただいております。
  - 4. 報酬等の額には、支給予定の役員賞与金が含まれております。
  - 5. 無報酬の社外監査役1名が在任しております。
  - 6. 当社は、平成17年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって取締役および 監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役 および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退 職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

#### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 ・監査役今西浩之氏は、公認会計十今西浩之事務所所長およびイマニ
  - シ税理士法人社員、(㈱朝日ネット社外監査役、㈱ソケッツ社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役浅野謙一氏は上野・浅野法律事務所代表および内外テック㈱ 社外監査役、㈱芝浦電子社外監査役、保証協会債権回収㈱取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役久富勝則氏は㈱佐賀鉄工所の管理部部長であります。当社と 兼職先との間には具体的な取引はありませんが包括的な業務提携を実施しており、株式の持合を実施しております。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会(24回開催)	監査役会(8回開催)			
	出席回数 出席率	出席回数 出席率			
監査役今 西 浩 之	23回 96%	8回 100%			
監査役浅 野 謙 一	24 100	8 100			
監査役久 富 勝 則	13 72	6 100			

(注)監査役久富勝則氏は平成27年6月25日開催の第99回定時株主総会において新たに監査役に 就任され、同氏の就任後に開催された取締役会の回数は18回、監査役会の回数は6回であり ます。

#### b. 取締役会および監査役会における発言状況

今西浩之氏は公認会計士として、浅野謙一氏は弁護士として、また 久富勝則氏は㈱佐賀鉄工所の管理部部長として、培ってきた知識、経 験を有し、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確 保するための助言、提言をそれぞれ行っております。

### ⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任については検討しておりましたが、前回の改選時期には適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社では、取締役会の監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年6月28日開催予定の第100回定時株主総会に上程いたします。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額			54百万円

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または 会計監査人の監査を受けております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
  - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積 りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査 人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - 4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、当社海外子会社における会計システム利用にかかる助言業務についての対価を支払っております。

## ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の再任の適否について毎期検証します。会計監査人が会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合のほか、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質などにおいて適性でないと判断した場合には、会社法の定めに則り、会計監査人を解任または不再任とします。

- ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項 金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容
  - イ. 処分対象 新日本有限責任監査法人
  - 口. 奶分内容
    - ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の 新規の締結に関する業務の停止
    - ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
  - ハ. 処分理由
    - 社員の過失による虚偽証明
    - ・監査法人の運営が著しく不当

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための 体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の 概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社代表取締役社長を委員長とし、当社常勤監査役が参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役を指名し、その事務局を経営管理部に置く。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制構築のための規程の整備、マニュアルの制定、情報システムの構築など実務的対応策を策定し、取締役会および監査役会の承認を得て、当社および当社グループの各業務部門に展開する。

またコンプライアンス委員会は、取締役および使用人が法令・定款および当社の経営方針を遵守した業務運営を遂行するよう研修等により指導する。

当社および当社グループは、役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、経営管理部長、業務監査室長または常勤監査役に通報する体制を設け、通報者を保護し、不利益な取り扱いをしない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社グループは、コンプライアンス、製品の品質、技術情報、環境、災害などにかかるリスク管理について、それぞれの対応部署において規程、マニュアルの制定、研修の実施、内部監査を実施する体制をとる。また品質、環境については、ISO、QSなど国際認証審査機関による定期的な外部審査を受審する。

会社の財政状態および経営成績など財務情報の適正性およびその開示の 適時性の確保については、経営管理部が法令および内部規程に基づいて管 理する。これらリスク管理体制の信頼性とトレーサビリティーを担保する ため、統合されたコンピューターシステム(ERP)を構築する。

全社の内部監査を担当する業務監査室は、監査役および会計監査人と連携しつつ、各部門の業務運用状況の適正性および会計処理の正確性を監査 し、社長に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、定例取締役会を月2回開催し、重要事項の決定ならびに取締役 の業務執行状況の監督を行う。

また執行役員制度を採用し、事業分野ごとの執行権限を執行役員に委譲することにより、責任の明確化と意思決定の迅速化を図る。執行役員は、月1回取締役会に出席し、適宜業務報告を行うとともに、取締役との経営情報の共有化と業務運営方針の徹底を図る。

当社は、中期経営計画を立案すると同時に、各年度ごとに年度方針および予算を策定する。各事業分野を担当するSBU(戦略的ビジネスユニット)は、これを受けてSBU予算と行動計画を作成し、これに基づく業績管理を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 当社および当社グループは、法令ならびに社内規程に基づき文書等(電 磁的記録を含む)の保存および管理を行う。

取締役および監査役は、これら文書等をいつでも閲覧することができる。

⑤ 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 当社コンプライアンス委員会は、当社および当社グループのコンプライ アンスの理念の統一を図り、グループ全体のコンプライアンスを統括する。 当社は、子会社および重要な関連会社に対し、当社の役員または使用人 を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定常的に監督する。

子会社および関連会社の経営については、定期的に書面により、ないし 当社取締役会において業績報告を受けるとともに、重要な経営事項の決定 に関しては社内規程に基づき、原則として当社の事前承認を取得する。

業務監査室は、監査役および会計監査人と連携しつつ、社内規程に基づき、子会社の監査を行う。

⑥ 反社会的勢力を排除するための体制

当社および当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。関係部署は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、研修等により社内への周知徹底を図る。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取 締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めたときは、必要な人員を配置する。取締役および使用人は、当該人員が監査役の命令する補助職務を行うに当たり、一切の制約をしてはならない。

当該人員を人事異動ないし制裁するときは、事前に監査役会の同意を得るものとし、また人事評価について、監査役は意見を述べることができる。

⑧ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を 及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知っ たときは、直ちに監査役に報告する。

当社および当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を したことを理由として不利益な取扱いをしない。

また常勤監査役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることとする。

監査役会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社および当社グループは、監査役がその職務の執行について、当社および当社グループに対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

# (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備運用しております。

またコンプライアンス委員会を適宜開催し、全社的なコンプライアンス体制の向上を図るとともに取締役会の報告を実施しております。

# (7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、 株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、 提案に応じるか否かの判断については、最終的には当社株式を保有する株 主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、これらを一概に否定すべき ではないと考えております。しかしながら、株式市場においては、対象会 社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為が強行されることもあります。当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える利害関係者(ステークホルダー)との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる意向を有する者であることが、株主共同の利益に資すると考えております。従いまして、当社は、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な株式の大規模な買付の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

### ② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様が当社の株式に中長期的に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる目的で、「経営の基本方針」、「中長期的な経営戦略」および「コーポレート・ガバナンスの取組み」の施策を実行しております。当社は、これらの施策を通して企業価値および株主共同の利益を向上させ、ひいては当社の株式の価値に適正に反映されていくことが株主からの負託に応える経営の基本課題であると認識しております。

当社における会社の支配に関する基本方針は、上記の目的を達成するために、短期的利益だけを求めるような濫用的買収等の対象とされにくい株式会社を構築することを目指すものであります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の 決定が支配されることを防止するための取組み

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本対応策」といいます。)は、当社株式の大規模買付行為(注)が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付行為を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為につき評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間の経過後、もしくは対抗措置発動に関する株主総会決議後に大規模買付行為を開始することとなります。本対応策は、平成19年10月29日開催の取締役会において導入を決議し、平成26年6月25日開催の定時株主総会において継続の承認を得ております。

(注)特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。)

本対応策の概要は以下の通りです。

#### イ. 特別委員会の設置

当社は、本対応策の具体的運用が適正に行われること、ならびに当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策をとる場合におけるその判断の客観性、公正さおよび合理性を担保することを目的として、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置しております。

#### ロ. 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者には、 事前に当社取締役会に対し、本対応策に従う旨の「買付意向表明書」 をご提出いただきます。当該買付意向表明書には、大規模買付者の名 称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、本対応策に定め る手続きを遵守する旨および提案する大規模買付行為の概要を明示し ていただきます。当社取締役会は、買付意向表明書を受領した日から 10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供していただく必要情報 (以下「本必要情報」といいます。)を記載したリストを大規模買 付者に交付します。

## ハ. 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、①対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式を対象とする公開買付けの場合には60日間、または、②上記①以外の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間および対抗措置発動の適否の判断をする期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、または下記「c. 株主総会における決議」に記載された株主総会で対抗措置発動に係る議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

## ニ. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

- a. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合には、 具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企 業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的とし て、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款 が認める対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があ ります。
- b. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合には、当 社は原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。 この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株

主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。ただし、本対応策に定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置をとることがあります。

#### c. 株主総会における決議

当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、特別委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、具体的対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。

# ホ. 本対応策の有効期間、廃止および変更

本対応策の有効期間は平成28年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応策はかかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

- ④ 上記③の取組みについての取締役会の判断および判断に係る理由 当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が「会社の支配に関する基本方針について」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・ 向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。
  - イ.本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。
  - ロ. 本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもったものです。

- ハ. 本対応策は、有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本対応策は、株主の合理的な意思が反映される仕組みとなっています。
- 二. 当社は、本対応策における対抗措置の発動、または修正・変更等の運用に際して、対抗措置発動等を含む実質的な判断を客観的に行う諮問機関として特別委員会を設置しております。そのため、本対応策の運用に際しては、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、その判断の客観性、公正性および合理性が担保される仕組みとなっており、特別委員会は、当社経営陣からの独立性が高い委員により構成されております。さらに、特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができます。
- ホ. 本対応策は、前記「③ニ. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- へ. 本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されております。したがって、本対応策はデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策は、スローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。
- (注) 本対応策は、平成28年6月28日開催予定の当社定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、本対応策は本株主総会終結の時をもって有効期間満了により終了し、継続しないことを決議しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金額	科 目 金 額
流動資産	45, 746	流 動 負 債 9,430
現金及び預金	21, 517	買 掛 金 3,199
受取手形及び売掛金	13, 055	短 期 借 入 金 881
電 子 記 録 債 権	1, 228	リース債務 9
有 価 証 券	187	未 払 法 人 税 等 1,050
商品及び製品	4, 310	賞 与 引 当 金 825
仕 掛 品	1, 595	役員賞与引当金 4
原材料及び貯蔵品	1,768	環境対策引当金 1
繰 延 税 金 資 産	719	そ の 他 3,458
そ の 他	1, 405	固 定 負 債 3,180
貸 倒 引 当 金	△42	リース債務 16
   固定資産	40, 797	繰 延 税 金 負 債 2,554
有 形 固 定 資 産	24, 455	退職給付に係る負債 168
建物及び構築物	7,872	資 産 除 去 債 務 18
機械装置及び運搬具	7, 663	その他 422
工具器具備品	2, 553	負 債 合 計 12,611
土地	5, 179	純資産の部
リース資産	62	株 主 資 本 69,014
建設仮勘定	1, 122	資 本 金 2,960
無形固定資産	909	資 本 剰 余 金 2,697 利 益 剰 余 金 66.193
o h h	4	/
その他	904	自 己 株 式 Δ2,837 その他の包括利益累計額 3,672
投資その他の資産	15, 433	その他の己括利益系計額 3,072 その他有価証券評価差額金 1,615
投資有価証券	14, 197	為替換算調整勘定 2,465
操延税金資産	46	過程
- R - C R	1, 189	非 支 配 株 主 持 分 1,246
貸倒引当金	∆0	純 資 産 合 計 73,933
資産合計	86, 544	負債純資産合計 86,544

# 連結損益計算書

 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

		科					目			金	額
売				上			高				64, 341
売			上		原		価				45, 414
	売		上		総		利		益		18, 927
販	売	費	及び	_	般	管 理	費				9, 775
	営			業		利			益		9, 151
営		業		外	4	Z	益				
	受			取		利			息	58	
	受		取		配		当		金	48	
	持	分	法	に	ょ	る投	資	利	益	698	
	そ				Ø				他	246	1,052
営		業		外	乽	ŧ	用				
	支			払		利			息	55	
	そ				0				他	85	140
	経			常		利			益		10, 063
特			別		損		失				
	事		業		再		編		損	92	92
	税 :	金等	笋 調	整	前	当 期	純	利	益		9, 971
l		<b>.</b> 税			民 税		び事		税	2, 831	
l	法	人	移	Ź	等	調	惠	医	額	27	2, 858
	当		期		純		利		益		7, 112
l		配相	朱 主	に帰	引属 ~	する当		純利	益		87
	親会	社	株主	に帰	]属	する当	当期	純利	益		7, 025

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

						(牛匹・ログ11)
		棋	₹	E 3	<b></b>	本
	資 本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日 残高	2	, 960	2, 696	59, 973	△2,836	62, 794
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△805		△805
親会社株主に帰属する当期 純 利 益				7, 025		7, 025
自己株式の取得					△0	△0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動			1			1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		_	1	6, 219	△0	6, 219
平成28年3月31日 残高	2	, 960	2, 697	66, 193	△2,837	69, 014

	その	他の包括				
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に 係 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
平成27年4月1日 残高	1,675	4, 281	△140	5, 815	1, 266	69, 877
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△805
親会社株主に帰属する当期 純 利 益						7, 025
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△60	△1,816	△267	△2, 143	△20	△2, 164
連結会計年度中の変動額合計	△60	△1,816	△267	△2, 143	△20	4, 055
平成28年3月31日 残高	1,615	2, 465	△408	3, 672	1, 246	73, 933

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の	部	負		の	(単位:白力円) 部
科目	金 額	科	目		金 額
流動資産	22, 299	流動	負 債		8, 499
現金及び預金	9, 234	買	掛	金	1,826
受 取 手 形	272	未	払	金	611
電子記録債権 売 掛 金	1, 085	未 払	費	用	489
売 掛 金 有 価 証 券	6, 865 101	未 払 法	5 人税	等	661
製品	1, 114	預	ŋ .	金	4, 323
仕 掛 品	562	前 受	収	益	11
原材料及び貯蔵品	325	賞 与		金	571
前払費用	88	役員賞	与引当:	金	3
繰延税金資産	307	そ		他	1
未 収 入 金 そ の 他	1, 864 487	固定	負 債	_	1, 367
貸倒引当金	△10	A 延利		債	907
固 定 資 産	35, 118	資産院		務	18
有 形 固 定 資 産	8, 211	長期		金	409
建物	1, 761	そ //		他	32
構 築 物 機 械 及 び 装 置	136 . 1, 402	 負 債		計	9, 866
車両運搬具	7		<u></u>	<u> </u>	
工具器具備品	494	 株 主	<u> </u>		46, 187
土 地	4, 343		<b>全</b>		2, 960
建設仮勘定	65		割余金		2, 696
<b>無形固定資産</b> 借 地 権	575 44	資 本		金	2, 571
商標権	0	その他		- 1	124
ソフトウェア	259		割 余 金		43, 070
そ の 他	271	利益	—	金	512
投資その他の資産	26, 331		利益剰余	_	42, 558
投資有価証券	2, 412		平均積立		700
関係会社株式 出 資 金	16, 456 0		記帳積立	- 1	852
関係会社出資金	4, 318	別途		金 金	33, 485
従業員長期貸付金	3		利益剰余	_	7, 520
関係会社長期貸付金	3, 173	自己	株式		△2, 540
長期前払費用	27		差額等		1, 362
その他 貸倒引当金	634 △161		- 左 ig 、 - - - - - - - - - -		1, 362
投資損失引当金	△534			計	47, 550
資 産 合 計	57, 417			計	57, 417

# 損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		科			目		金	額
売			上		高			31, 993
売		上	原		価			24, 763
	売	上	糸	i i	利	益		7, 229
販	売	費及で	バ ー 般	管 理	費			3, 912
	営		業	利		益		3, 316
営		業	外	収	益			
	受	取 利	息	を び	配当	金金	1, 304	
	そ		0			他	893	2, 197
営		業	外	費	用			
	支		払	利		息	16	
	そ		0			他	126	142
	経		常	利		益		5, 371
特		別	利		益			
	投	資 損	失 引	当 金	戻	人額	98	98
秃	兑	引 前	当	期約	屯 利	益		5, 470
	法	人税、	住 民	税 及	び事	業税	1, 455	
	法	人	税等	争 調	整	額	△16	1, 438
≟	当	期	純		利	益		4, 031

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株		主			資		本	
		資本乗	11余金	Ŧ	钊 益	剰	余	金		
	資本金		2. 17. lih		そ	の他利	益剰余	金	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	配当平均積 立 金	圧縮記帳 積 立 金	別 途積立金	繰越利益剰 余金		台 計
平成27年4月1日 残高	2, 960	2, 571	124	512	700	832	30, 485	7, 341	△2, 539	42, 989
事業年度中の変動額										
剰余金の配当								△833		△833
当期純利益								4,031		4,031
自己株式の取得									△0	△0
圧縮積立金の積立						20		△20		_
圧縮積立金の取崩						△1		1		_
別途積立金の積立							3,000	△3,000		_
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	19	3,000	179	△0	3, 197
平成28年3月31日 残高	2, 960	2, 571	124	512	700	852	33, 485	7, 520	△2, 540	46, 187

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成27年4月1日 残高	1, 208	1, 208	44, 198
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△833
当期純利益			4, 031
自己株式の取得			△0
圧縮積立金の積立			_
圧縮積立金の取崩			_
別途積立金の積立			_
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	154	154	154
事業年度中の変動額合計	154	154	3, 351
平成28年3月31日 残高	1, 362	1, 362	47, 550

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 パイオラックス 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員公認会計士 志 村 さやか 印

指定有限責任社員 公認会計士 伊東 朋 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パイオラックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 パイオラックス 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 志 村 さやか (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員公認会計士

伊 東 朋 (EII) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイ オラックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度 の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び 個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基 準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにあ これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附 属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を 整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場か ら計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査 法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要 な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策 定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査 証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断によ り、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリス クの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性に ついて意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその 附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われ た見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検 計することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと 判断している。

#### 監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附 属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正 に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査 人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本 方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審 議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

# 株式会社パイオラックス 監査役会

常勤監査役 宮島 茂明 印

社外監査役 今西 浩之 即

社外監查役 浅野 謙一 即

社外監査役 久富 勝則 印

以上

# 株主総会参考書類

# 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元の充実と経営基盤強化のための内部留保の充実策をバランスよく行うことを基本方針といたしております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類 金銭。
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金45円00銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は555,362,055円となります。 これにより、中間配当金(1株につき35円00銭)と合わせまして年 間配当金は1株につき80円00銭となります。
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日平成28年6月29日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目とその額別途積立金3,200,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金 3,200,000,000円

# 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- (2) 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる取締役等の 範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継 続的に行うことを目的として、業務執行取締役以外の取締役との間で責任 限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第33条第2項の変更 を行うものであります。なお、当該変更については各監査役の同意を得て おります。
- (3) 昨今、買収防衛策導入時とは当社を取り巻く経営環境等が大きく変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する法的手続きも整備され、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという現対応策の導入目的も一定程度担保されるようになりました。このような状況の変化と現対応策に対する一部の株主、投資家等の評価を踏まえ、今後の現対応策の取扱いについて社内で慎重に検討した結果、本定時株主総会の終了の時をもって、現対応策を継続しないことを決議したことにより変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力が生 じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

	(ト線部分は変更箇所を示します。)_
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条(条文省略) (機関)	第1条〜第3条(現行どおり) (機関)
<ul> <li>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</li> <li>(1) 取締役会</li> <li>(2) 監査役</li> <li>(3) 監査役会</li> <li>(4) 会計監査人</li> <li>第5条 (条文省略)</li> </ul>	第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第12条(条文省略)	第6条~第12条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条~第19条(条文省略)	第13条~第19条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第20条 当会社の取締役は、10名以内と	第20条 当会社の取締役 <u>(監査等委員で</u>
する。	<u>ある取締役を除く。)</u> は、 <u>8</u> 名以
	内とする。
(新設)	2 当会社の監査等委員である取締役
	は、5名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において選	第21条 取締役は、監査等委員である取
任する。	締役とそれ以外の取締役とを区別
	<u>して、</u> 株主総会において選任す
	る。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以	第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締</u>
内に終了する事業年度のうち最終	<u>役を除く。)</u> の任期は、選任後 1
のものに関する定時株主総会の終	年以内に終了する事業年度のうち
結の時までとする。	最終のものに関する定時株主総会
	の終結の時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期
	は、選任後2年以内に終了する事業
	<u>年度のうち最終のものに関する定時</u>
	株主総会の終結の時までとする。
2 増員または補欠として選任された	(削除)
取締役の任期は、在任取締役の任期	

の満了する時までとする。

現 行 定 款 更 案 (新設) 3 任期満了前に退任した監査等委員 である取締役の補欠として選任され た監査等委員である取締役の任期 は、退任した監査等委員である取締 役の任期の満了する時までとする。 (新設) 4 会社法第329条第3項に基づき選 任された補欠の監査等委員である取 締役の選任決議が効力を有する期間 は、選任後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の開始の時までとする。 第23条~第24条(条文省略) 第23条~第24条(現行どおり) (取締役会) (取締役会) 第25条 取締役会は、法令または本定款 第25条 取締役会は、法令または本定款 に定める事項のほか当会社の業務 に定める事項のほか当会社の業務 執行に関する重要な事項を決定す 執行に関する重要な事項を決定す る。 る。ただし、取締役会は、会社法 第399条の13第6項の規定によ り、その決議によって重要な業務 執行(同条第5項各号に掲げる事 項を除く。) の決定の全部または 一部を取締役に委任することがで きる。 第26条 (条文省略) 第26条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) (取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の 第27条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役および各監 3日前までに各取締役に対して発 査役に対して発するものとし、併 するものとし、併せて議題を通知 するものとする。ただし、緊急の せて議題を通知するものとする。 ただし、緊急の必要があるとき 必要があるときは、この期間を短 は、この期間を短縮することがで 縮することができる。 きる。 2 取締役および監査役の全員の同意 2 取締役の全員の同意があるとき があるときは、招集の手続を経ない は、招集の手続を経ないで取締役会

を開催することができる。

で取締役会を開催することができ

る。

現 行 定 款

第28条 (条文省略)

(取締役会の決議方法)

第29条 (条文省略)

2 当会社は、議決権に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限</u>りでない。

#### (取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事について は、法令で定めるところにより、 議事録を作成し、出席した取締役 および監査役は、これに記名押印 または電子署名をする。

第31条 (条文省略)

#### (報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

#### 第33条 (条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責 任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、法令が規定す る額とする。 変 更 案

第28条 (現行どおり)

(取締役会の決議方法)第29条 (現行どおり)

2 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事について は、法令で定めるところにより、 議事録を作成し、出席した取締役 は、これに記名押印または電子署 名をする。

第31条 (現行どおり)

#### (報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

#### 第33条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、<u>取締役(業務執行取締</u> <u>役であるものを除く。)</u>との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責 任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、法令が規定す る額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会	(削除)
_(員数)_	(削除)
第34条 当会社の監査役は4名以内とす	
<u> </u>	
_(選任方法)_	(削除)
第35条 監査役は、株主総会において選	
<u>任する。</u>	
2 監査役の選任決議は、議決権を行	
使することができる株主の議決権の	
3分の1以上を有する株主が出席	
し、その議決権の過半数をもって行	
<u>5.</u>	
(任期)	(削除)
第36条 監査役の任期は、選任後4年以	
内に終了する事業年度のうち最終	
<u>のものに関する定時株主総会の終</u>	
結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の	
補欠として選任された監査役の任期	
は、退任した監査役の任期の満了す	
る時までとする。	
_(常勤の監査役)_	(削除)
第37条 監査役会は、その決議によって	
常勤の監査役を選定する。	
<u>(監査役会)</u>	(削除)
第38条 監査役会は、法令または本定款	
のほか、当会社における監査の方	
針、業務および財産の状況の調査	
の方法その他の監査役の職務の執	
行に関する事項を決定する。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第39条 監査役会は、各監査役がこれを	
<u>招集する。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
2 監査役会の招集通知は、会日の3	
日前までに各監査役に対して発す	
る。ただし、緊急の必要があるとき	
は、この期間を短縮することができ	
<u> </u>	
3 監査役全員の同意があるときは、	
招集の手続を経ないで監査役会を開	
催することができる。	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第40条 監査役会の決議は、法令に別段	
の定めがある場合を除き、監査役	
<u>の過半数をもって行う。</u>	
(監査役会の議事録)	(削除)
第41条 監査役会における議事について	
は、法令で定めるところにより、	
議事録を作成し、出席した監査役	
<u>は、これに記名押印または電子署</u>	
<u>名を行う。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
第42条 監査役会に関する事項は、法令	
または本定款のほか、監査役会に	
おいて定める監査役会規程によ	
<u>3.</u>	
_(報酬等)_	(削除)
第43条 監査役の報酬、賞与その他の職	
務執行の対価として当会社から受	
ける財産上の利益は、株主総会の	
決議によって定める。	
(監査役の責任免除)	(削除)
第44条 当会社は、会社法第426条第1項	
<u>の規定により、任務を怠ったこと</u>	
による監査役(監査役であった者	
を含む。)の損害賠償責任を、法	
令の限度において、取締役会の決	
議によって免除することができ	
<u>る。</u>	

現行定款	変	更	 案
2 当会社は、会社法第427条第1項の			
規定により、社外監査役との間に、			
任務を怠ったことによる損害賠償責			
任を限定する契約を締結することが			
できる。ただし、当該契約に基づく			
賠償責任の限度額は、法令が規定す			
<u>る額とする。</u>			
(新設)	第5章	監査等委	員会
(新設)	(監査等委員会の	の招集通知)	)
	第34条 監査等	等委員会の	招集通知は会日
	の3日前	前までに各国	監査等委員に対
	<u>して発</u> っ	する。ただ	し、緊急の必要
	がある。	ときは、こ	の期間を短縮す
	<u>ること</u> 7	ができる。	
	2 監査等	委員の全員の	の同意があると
	きは、招望	集の手続を	経ないで監査等
	委員会を	開催するこ	とができる。
(新設)	(監査等委員会の	の決議方法)	)
	第35条 監査等委員会の決議は、議決に		
	加わることができる監査等委員の		
	過半数7	が出席し、	出席した監査等
	<u>委員のi</u>	<u> 過半数をも</u>	<u>って行う。</u>
(新設)	(監査等委員会の	の議事録)	
	第36条 監査等	等委員会に:	おける議事につ
	いては、	法令で定	めるところによ
	<u>り、議</u>	事録を作成	し、出席した監
	查等委	員は、これ	に記名押印また
	は電子	署名をする。	
(新設)	(監査等委員会	<u>現程)</u>	
	第37条 監査等	等委員会に	関する事項は、
			のほか、監査等
	委員会は	こおいて定	める監査等委員
	会規程は	こよる。	

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>45</u> 条~第 <u>47</u> 条(条文省略)	第 <u>38</u> 条〜第 <u>40</u> 条(現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第 <u>48</u> 条~第 <u>51</u> 条(条文省略)	第 <u>41</u> 条〜第 <u>44</u> 条(現行どおり)
第8章 買収防衛策	(削除)
_(買収防衛策の導入等)_	(削除)
第52条 当会社は株主総会においても、 当会社の財務および事業の方針の 決定を支配する者の在り方に関す る基本方針に照らして不適切な者 による買収に対する買収防衛策の 導入、継続および変更を決定する ことができる。 (新株予約権無償割当ての決定機関) 第53条 当会社は前条に規定する買収防 衛策が定める手続きに従い、取締 役会の決議によるほか、株主総会 の決議または株主総会の決議によ る委任に基づく取締役会の決議に 従い、新株予約権の無償割当てを 行うことができる。	(削除)
(新設)	附 則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、会社法第426条第1項
	の規定により、第100回定時株主総
	会終結前の行為に関する任務を怠
	ったことによる監査役(監査役で
	あった者を含む。)の損害賠償責 任を、法令の限度において、取締
	位を、
	ができる。

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(5名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本 議案において同じです。)4名の選任をお願いするものであります。本議 案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条 件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
	か とう かず ひこ 加 藤 一 彦 (昭和15年4月12日生)	昭和41年10月 当社入社 昭和43年11月 当社取締役資材部長 昭和52年6月 当社常務取締役 昭和59年6月 当社取締役社長 平成22年4月 当社取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] ㈱パイオラックス メディカル デバイス 取締役会長	335, 000株

### 候補者とした理由等

昭和59年6月から平成22年3月に至るまで、当社代表取締役社長を務め、この期間を通して当社の発展をリードし、当社の企業文化の形成の要として会社に貢献してきました。平成22年4月当社代表取締役会長就任後は、事業戦略の展開という面から、広く当社グループを指導し、また現在では医療製品専門の子会社である㈱パイオラックスメディカルデバイスの取締役会長を兼任しております。

このような経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資する とともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断し、取締役 候補者といたしました。

候補者番 号	.s. 9	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
2	島 津 幸 彦 (昭和32年9月10日生)	昭和56年3月 当社入社 平成11年7月 当社海外営業部長 平成13年8月 パイオラックス コーポレーショ ン取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役兼海外営業部長 平成22年4月 当社取締役社長(現任) [担当] 営業部門統括 [重要な兼職の状況] 武漢百楽仕汽車精密配件有限公司董事長 東莞百楽仕汽車精密配件有限公司董事長	15, 700株

### 候補者とした理由等

平成22年4月から現在に至るまで、当社代表取締役社長を務め、「ONE PIOLAX」を合言葉に国内外における当社グループの発展をリードしてきました。また平成13年8月から平成18年5月まで、米国において子会社社長に就任し、現在も中国における2つの子会社の董事長(会長)を兼任するなど、当社のグローバル化に貢献しております。このような経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番 号	が な 氏 % 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
3	※ 鑑 道 勇 (昭和32年3月15日生)	昭和54年4月 日本開発銀行(現日本政策投資銀行)入行 平成15年6月 日本政策投資銀行情報企画部長 平成19年6月 当社参与 平成19年7月 当社参与ERP推進部長 平成20年4月 当社参与購買部長 平成20年6月 当社取締役購買部長 平成24年6月 当社取締役財買部長 平成25年4月 当社常務取締役HR室長 平成27年4月 当社常務取締役(現任) [担当] 企画管理部門統括・購買部門統括・IT部門統括・ 関係会社統括	-
	I T部門、関係会社の 年6月の当社入社の前 部門に精通し相当の知 このような経験、培材	在に至るまで当社常務取締役を務め、企画管理部門、 り統括責任者として当社の発展に貢献しております。 前職は日本政策投資銀行の経営幹部に就任するなど、 可見を有しております。 つれた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決 のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断	また平成19 I T・財務 定に資する

候補者番 号		略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株数 の 数
4	佐藤精 一 (昭和30年5月31日生)	昭和53年3月 当社入社 平成14年10月 (株パイオラックスオーシーシステムズ取締役社長 平成16年4月 当社執行役員・(株パイオラックスオーシーシステムズ取締役社長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員・設計部長 平成26年6月 当社常務取締役・設計部長(現任) [担当] 設計部門統括・生産物流部門統括・品質保証部門統括	8, 500株
	品質保証部門の統括員 から平成17年9月まで	生に至るまで当社常務取締役を務め、設計部門、生産 賃任者として当社の発展に貢献しております。また平 で当社子会社社長に就任していた経験を有しており、 ロ見を有しております。	成14年10月

このような経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であると判断し、取締役

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者といたしました。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするもので あります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	É	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
1	長 村 由紀夫 (昭和31年2月19日生)	昭和53年4月 ㈱日本興業銀行(現 ㈱みずほ銀 行)入行 平成16年5月 当社入社 平成16年12月 当社経営管理部長・IR室長 平成23年8月 当社参与・経営管理部長・㈱パイオ ラックス ビジネスサービス取締 役社長(現任) [重要な兼職の状況] ㈱パイオラックス ビジネスサービス取締役社長	3, 400株

## 候補者とした理由等

平成16年12月から現在に至るまで経営管理部長を務め、また、平成23年8月から現在に至るまで当社子会社社長として経営にたずさわっております。金融機関在籍時には欧州現法で投資銀行業務を経験しており、経営企画、財務、会計、内部統制など経営管理全般およびIRに相当の知見を有しております。

このような経験、長年培ってきた知識を活かし、客観的立場から、当社の業務執行の 監査等をお願いしたく、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番 号	É	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
2	今 西 浩 之 (昭和41年9月22日生)	平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長(現任) 平成13年10月 ㈱ランシステム取締役 平成15年3月 イマニシ税理士法人社員(現任) 平成17年3月 ㈱朝日ネット社外監査役(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成20年6月 ㈱ソケッツ社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 公認会計士今西浩之事務所所長 イマニシ税理士法人社員 (㈱朝日ネット社外監査役 ㈱ソケッツ社外監査役 (㈱ソケッツ社外監査役	100株
	候補者とした理由等		

の業務執行の監査等をお願いしたく、監査等委員である取締役候補者といたしまし

た。

候補者番 号	É	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
3	きき ず 謙 一 (昭和42年12月11日生)	平成8年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 上野・高山法律事務所入所 平成13年2月 内外テック(㈱社外監査役 (現任) 平成16年6月 (㈱芝浦電子社外監査役 (現任) 平成16年10月 上野・浅野法律事務所代表 (現任) 平成16年11月 保証協会債権回収㈱取締役 (現任) 平成23年6月 当社監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 上野・浅野法律事務所代表 内外テック(㈱社外監査役 (㈱芝浦電子社外監査役 保証協会債権回収㈱取締役	_
	<b>候補者とした理由等</b> 平成23年6月から現在に至るまで当社監査役を務めた経験があり、弁護士の資格を有		

していることから、長年培ってきた知識、経験を活かし、客観的立場から、当社の業 務執行の監査等をお願いしたく、監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 今西浩之氏および浅野謙一氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 今西浩之氏および浅野謙一氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、今西 浩之氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年間、 浅野謙一氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時ををもって 5年間であります。
  - 4. 当社は、今西浩之氏および浅野謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役 員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認され た場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
  - 5. 各氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は各氏との間で、第 2号議案の承認可決を条件に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約 に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

、	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数
會 澤 安 生 (昭和17年12月18日生)	昭和41年4月 中小企業金融公庫(現 日本政策金融公庫)入庫 平成12年5月 同庫 理事 平成15年6月 東京中小企業投資育成㈱監査役 平成17年3月 同社 常務取締役 平成19年7月 同社 退社 平成19年7月 AYアソシエイツ 代表(現任) (重要な兼職の状況) AYアソシエイツ 代表	1

### 候補者とした理由等

前職の中小企業金融公庫の理事を退職後、平成19年7月から、経営コンサルティング会社「AYアソシエイツ」代表として、中堅企業の経営指導を行っています。また平成24年6月から4年間、当社の買収防衛策にかかわる特別委員会の特別委員を務めております。

このような経験、長年培ってきた知識を活かし、客観的立場から、当社の業務執行の監 査等をお願いしたく、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 會澤安生氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  - 3. 會澤安生氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件当社は、取締役の報酬等について、平成19年6月28日開催の第91回定時株主総会において、年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を年額250百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない ものといたします。

現在の取締役は5名でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

# 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

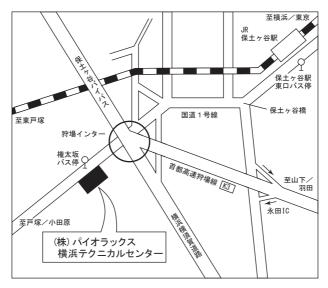
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である 取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員であ る取締役の員数は3名(うち、社外取締役2名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



会 場 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町179番地

当社横浜テクニカルセンター 4階ホール

電話 045-710-1551(代)

- 交 通 JR横須賀線保土ヶ谷駅下車 東口駅前バス停1番乗場にて乗車 約15分 権太坂下車 (この乗場より発車するバスはすべて権太坂に停車いたします。)
- (お願い) おそれいりますが駐車場には限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。